

水防法及び土砂災害防止法に基づく 要配慮者利用施設の避難確保体制の義務化について

<現在の状況>

- すべての小・中学校でハンドブックをもとに「学校防災マニュアル」を整備している。
- 各校で、避難訓練や実際の災害を通して、マニュアルを検証し、改善を図っている。



<変更点>

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の**要配慮者利用施設**の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化された。

- **要配慮者利用施設とは**
社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設
※ 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童福祉施設、保護施設、
小・中学校、特別支援学校、幼稚園、入院病棟を有する病院及び診療所 等
- **酒田市の対象施設**
高齢者福祉施設 94(内、土砂5箇所)、福祉施設 36、保育所・幼稚園等 40、
病院、診療所 9、**小・中学校 17(内、土砂1箇所)** 【合計 196施設】 ※ 県内1の数

追加挿入部分の雛形（一部抜粋）

6. 避難誘導
 - (1) 避難先
 - 避難場所は、酒田市〇〇字〇〇「〇〇〇〇」、酒田市〇〇字〇〇「〇〇〇〇」（複数箇所指定）又は本施設の2階以上へ避難するものとする。
 - (2) 避難経路
 - 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりである。
 - (3) 避難誘導方法
 - 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（酒田市〇〇字〇〇「〇〇〇〇」、酒田市〇〇字〇〇「〇〇〇〇」）までの順路、道路状況について生徒に説明する。
 - 避難する際は、**車両等を使用せず徒歩とする**。※徒歩による避難が困難な場合は、スクールバスによる避難とし、酒田市教育委員会と協議する。
スクールバスによる移動：車両〇台（利用者〇名、教職員〇名）
 - 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
 - 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすくビブス等を着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
 - 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
 - 浸水の恐れのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
7. 避難の確保を図るための施設の整備
 - 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
 - これらの資器材について、日頃からその維持管理に努めるものとする。
 - 避難確保資器材等一覧（省略）
8. 防災教育及び訓練の実施
 - 毎年〇月に異動の教職員を対象に研修を実施する。
 - 毎年〇月に全教職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 対象校に依頼済み ※ 締め切り：令和元年12月20日（金）

山形県沖地震（6月18日）の対応について

- ① 避難所・避難場所の対応について
 - 避難所開設に関わっては大きな混乱なく対応できている。
（避難所開設に向けた「学校・地域・市」の三者による事前協議が進められている。）
 - ▲ 休日や夜間といった職員がいない時の避難所対応や職員の参集範囲については、市と市教委で今後も検討が必要である。
 ア 市の連絡員について → 役割の確認
 イ 体育館、校舎の開錠について → 鍵の所在確認(コミセン、連絡員等)
 ウ 避難場所の閉鎖 → どこで判断すべきか
 エ 物資 → コミセンと学校とで情報共有が必要
- ② 防災マニュアルの1ページ目『学校と学区の状況』について再確認
 学区の地域的な防災の特性を把握するために、非常に重要である。
 今年度、防災アドバイザー2名に内容の確認をお願いしている。風水害での事例などを加えながら、各校でマニュアルの検証や改善を進めていきたい。

<対象校>

No	施設名	地区	洪水浸水区域	土砂災害警戒区域	No	施設名	地区	洪水浸水区域	土砂災害警戒区域
1	浜田小学校	浜田	○		10	新堀小学校	新堀	○	
2	若浜小学校	若浜	○		11	広野小学校	広野	○	
3	第二中学校	若浜	○		12	黒森小学校	黒森	○	
4	富士見小学校	富士見	○		13	第四中学校	十坂	○	
5	亀ヶ崎小学校	亀ヶ崎	○		14	宮野浦小学校	宮野浦	○	
6	松原小学校	松原	○		15	平田小学校	中平田	○	
7	第三中学校	松原	○		16	南平田小学校	南平田	○	
8	泉小学校	泉	○		17	田沢小学校	田沢		○
9	第六中学校	泉	○						